

河内長野市消防署本署跡地活用事業

公募型プロポーザル実施要領

平成29年8月

河内長野市 総合政策部 政策企画課

目次

1. 公募の趣旨	・・・	2
2. 事業の内容	・・・	2
3. 応募者の資格要件	・・・	4
4. 土地の賃貸借条件	・・・	4
5. 提案事業に関する条件	・・・	5
6. 応募の手続き	・・・	6
7. 事業者の選考	・・・	9
8. その他	・・・	10
9. 問い合わせ・応募書類等提出先	・・・	10
（様式1）質問書	・・・	11
（様式2）参加表明書	・・・	12
（様式3）共同提案者構成調書	・・・	13
（様式4）事業提案書・基本事項資料	・・・	14
（様式4-2）団体概要書	・・・	15
（様式4-3）誓約書	・・・	16
（様式4-4）暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書	・・・	17
（様式5）事業提案書・事業企画資料	・・・	18
（様式5-2）提案趣旨書	・・・	19
（様式5-3）事業実施計画書	・・・	20
（様式5-4）地域の活性化に寄与する提案書	・・・	22
（様式5-5）賃貸借料提案書	・・・	24
【別添資料1】	地積測量図	
【別添資料2】	全部事項証明書（土地）	
【別添資料3】	第1回意見交換会（まちづくりワークショップ）結果	
【別添資料4】	第2回意見交換会（まちづくりワークショップ）結果	
【別添資料5】	河内長野市消防署本署跡地活用事業 審査採点表	

1. 公募の趣旨

河内長野市（以下「市」と言う。）では、市第5次総合計画において、「河内長野駅」周辺の中心市街地を「都市拠点」と位置付け、日常的な買い物、飲食店、銀行、医療・福祉・子育て施設などの機能の集積による地域の活性化を目指しています。

そのような中、昭和40年3月30日に市消防本部及び消防署として供用が開始された消防署本署（本町）は、平成26年3月31日をもって同庁舎機能が消防本部新庁舎（小山田町）へ移転したことともない、消防用途としての使用を廃止しました。移転後は、平成26年度において消防署本署旧庁舎の解体工事が実施され、現在は更地になっています。

消防署本署跡地は、「河内長野駅」から徒歩約7分（約550m）の場所に位置し、三方が道路に接するなど、交通アクセスなどにおいてすぐれた条件を有しています。中心市街地の活性化や市の観光・商業の振興につながる事が期待される重要な拠点であり、市では民間活力を生かしながら都市拠点にふさわしい有効な活用を図りたいと考えています。

つきましては、民間の事業者から地域の活性化や課題解決、市の魅力向上に資する創意工夫のある事業の提案を広く募り、地域の発展に加え、市全体の発展にも寄与する活用を図るため、公募型プロポーザル（企画提案）を実施することとしました。

参加を希望される事業者は、本要領に基づき、事業提案書等を期日までに提出してください。

2. 事業の内容

(1) 事業の名称

河内長野市消防署本署跡地活用事業

(2) 対象となる土地

① 概要

ア 所在地	河内長野市本町 50 番 1
	※ 旧消防署本署の住居表示は河内長野市本町 4 番 8 号です。
イ 面積	1101.07 m ²
ウ 地目	宅地
エ 所有者	河内長野市
オ 都市計画区域区分	市街化区域
カ 用途地域	第二種住居地域
キ 建ぺい率	60%（角地緩和適用により 70%）
ク 容積率	200%

[周知事項]

- 接面道路は、北側市道約 8.0m、東側市道約 5.0m、西側国道 310 号線約 9.8mです。
- 敷地は、境界確定済みです。
- 公共下水道の区域内です。
- 宅地造成規制の区域外です。
- 土砂災害特別警戒区域の区域外です。
- 建築基準法第 22 条の規定による指定区域です。
- 第三種高度地区の制限区域です。

[留意事項]

- 施設の設計、建築及び管理運営等にあたっては、建築基準法をはじめ各種関係法令等を

遵守するとともに、河内長野市開発事業の手續等に関する条例（平成 22 年河内長野市条例第 21 号）に基づき、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければなりません。

※ 上記についての詳細、このほかの条件については応募者で調査してください。

② 現況図

ア 位置図



イ 地積測量図

別添資料 1

ウ 全部事項証明書（土地）

別添資料 2

(3) 事業の概要

事業対象用地内に「『地域の利便性の向上に加え、地域の活性化や課題解決、市の魅力向上等に資する施設』、施設計画に対し必要とされる自動車等駐車場及び、外構施設」（以下「事業施設」と言う）を整備し、その運営を行います。

(4) 事業形態

本事業は、市が事業対象用地に借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条 2 項の規定に基づく事業用定期借地権を設定し、契約を締結した事業者が設計、建設及び運営を行います。

(5) 事業者の業務範囲

- ① 事業者は、自らの責任において、事業施設の整備に当たって必要となる設計図面等を作成することとし、設計に当たって必要となる各種調査、電気・電話、ガス、上下水道等に関する協議、周辺住民への説明、各種許認可の取得等を行うこととします。
- ② 事業者は、自らの責任において、設計図面等に基づき事業施設を建設することとし、建設に当たって必要となる各種調査、電気・電話、ガス、上下水道等に関する協議、周辺住民への説明、各種許認可の取得等を行うこととします。
- ③ 事業者は、自らの責任において事業施設の維持管理・修繕業務及び運営業務等を行うこととします。
- ④ 事業者は、原則として、自らの責任において、定期借地契約の終了日までにすべての建築物その他の工作物等を収去し、原状復帰のうえ事業対象用地を市へ返還することとします。
- ⑤ 上記の業務に係る費用は、全て事業者の負担とします。

3. 応募者の資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとします。

- ① 日本国内に営業所を有している法人又は個人であること。(保証人を求める場合があります。)
- ② 事業者として土地賃借、建物の所有・賃貸を行う者で、提案施設の設計・建設及び事業期間中に継続した運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- ③ 複数の事業者で構成されるグループで応募する場合は、構成員のいずれかの者が、本資格要件を満たしていることとし、構成員の中から代表者(土地を賃借する者)を定めること。
- ④ 施設の運營業務を行う者は、提案内容と同等の施設の運営実績を有すること。
 - ※1 上記③の場合において、応募図書提出以降における構成員の変更及び追加は、原則として認めません。
 - ※2 設計業務・建設業務・維持管理業務等を請負う者が必ずしも構成員になる必要はありません。

(2) 応募者・構成員の制限

応募者又はその構成員となるものが、次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 本市の競争入札等に係る指名停止措置を受けている者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加させることができない者。
- ③ 国税及び地方税を滞納している者。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てを行っている者、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定を受けた者又は民事保全法(平成元年法律第91号)の規定による仮差押えの決定を受けた者。
- ⑤ 法人所轄庁から必要な措置の命令、業務の停止命令、役員了解職勧告、解散命令等を受けている者。
- ⑥ 河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。

4. 土地の賃貸借条件

(1) 契約の種類

市を貸主として、事業対象用地に借地借家法第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権を設定し、事業者に貸付けます。なお、同条第3項に基づき契約書を公正証書により作成する必要があるところ、公正証書作成に関する費用は、事業者が負担するものとします。

(2) 賃貸借対象面積

1101.07 m² (河内長野市本町50番1)

(3) 賃貸借期間

賃貸借期間は、事業期間に事業開始に要する期間（建設工事期間を含む）及び事業期間終了後の返還に要する期間（収去工事期間を含む）を加えた期間とし、**10年以上15年以下の範囲**で提案を行ってください。

なお、期間満了時に市と事業者との協議により合意した場合は、新たに事業用定期借地権設定契約を締結することができるものとします。

(4) 土地の引渡し

土地については、現状有姿で引き渡すものとします。

(5) 土地の返還

事業者は、借地借家法第23条の規定により、賃貸借期間満了時には、全ての建築物その他の工作物等を収去し、事業対象用地を市へ返還することとし、収去に必要となる費用は、全て事業者の負担とします。ただし、市と事業者との協議により合意した場合は、一部又は全ての建築物その他の工作物等について収去の必要はないものとします。

(6) 賃貸借料

年額6,314,600円（税抜）以上で、応募者の提案した額に、消費税及び地方消費税を加えた金額とします。なお、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とします。

(7) 賃貸借料の支払方法

賃貸借料の支払は、土地引渡し時点から行うものとします。支払方法は、市と事業者との協議により事業用定期借地権設定契約で決定します。なお、初年度については、年間の賃貸借料を日割で支払うこととします。

(8) 借地権の譲渡・転貸

提案書に記載されている者以外への借地権の譲渡又は転貸は認めません。ただし、市と協議の結果、市が書面により承諾した場合を除きます。

(9) その他、不測の事態への対応

不可抗力又は法令変更等により、長期にわたる事業停止等が生じ、又は事業実施に過大な追加費用が発生する等、事業の継続が困難であると認められる場合に、市と事業者は協議の上、事業を終了し、本事業関連契約を解除することができるものとします。この場合、当該事態の発生時点における事業実施状況等を鑑み、市と事業者の協議により建物等の取扱いを決定するものとします。なお、契約期間中に契約を解除する場合は、原則として既納の賃貸借料の返還は行わないものとします。

5. 提案事業に関する条件

(1) 提案事業に関する条件

事業の提案にあたっては、次の条件を遵守してください。

- ① 観光バスの駐車場所を確保し、その運営を行うこと。
※ 利用者との調整、利用の受付等は事業者が直接行うこととします。
※ 有料の場合は、その金額を提案書に示してください。
- ② 市内の地産品の販売又は活用した事業の実施に積極的に努めること。
※ 原則として、生産者との調整及び物品の調達は事業者が直接行うこととします。
※ 販売する地産品の種類について、必要に応じ市と事業者は協議を行うこととします。
- ③ 周辺住民への説明及び生活環境への配慮を徹底すること。
- ④ 良好な都市景観の創出に寄与する事業であること。
- ⑤ 地域の活性化や課題解決、市の魅力向上等、地域及び市の発展に寄与する事業計画であること。

※ 本事業を実施するにあたり、事業対象用地の活用について、近隣住民等との意見交換会（まちづくりワークショップ）を行いました。その結果をまとめた資料（別添資料3及び4）を添付していますので、事業の提案の参考としてください。

（2）事業の実施に係る条件

- ① 市、府及び国が実施する事業については、積極的な支援、協力を努めること。
- ② 市、府及び国が実施する各種調査については、協力を努めること。
- ③ 借地借家法第33条に規定する造作買取請求権及び民法（明治29年法律第89号）第608条第2項に規定する有益費は、放棄するものとする。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業の用に供しないこと。
- ⑤ 河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和59年河内長野市条例第23号）第2条第2号に規定する営業の用に供しないこと。
- ⑥ 非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、非常災害に備えるため、定期的に防災、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- ⑦ 施設の設計及び建設等については、河内長野市開発事業の手続等に関する条例をはじめ、各種法令等を遵守すること。

6. 応募の手続き

（1）スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ① 実施要領の配布 | 平成29年8月28日（月）～平成29年9月29日（金） |
| ② 質問の受付 | 平成29年8月28日（月）～平成29年9月8日（金） |
| ③ 質問の回答（予定） | 平成29年9月15日（金） |
| ④ 参加表明受付期間 | 平成29年8月28日（月）～平成29年9月29日（金） |
| ⑤ 事業提案受付期間 | 平成29年8月28日（月）～平成29年10月13日（金） |
| ⑥ ヒアリング（予定） | 平成29年度10月下旬～11月初旬 |
| ⑦ 審査結果の通知（予定） | 平成29年度11月中旬～11月下旬 |
| ⑧ 契約日（予定） | 平成29年度12月中旬～12月下旬 |

(2) 実施要領の配布

- ① 配布期間 平成 29 年 8 月 28 日（月）～平成 29 年 9 月 29 日（金）
- ② 配布場所 河内長野市総合政策部政策企画課（市役所 3 階）にて配布を行います。また、河内長野市のホームページからは、実施要領の他、各応募書類のダウンロードが可能です。

※ 平成 29 年 8 月 28 日（月）に、河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザルの内容について、以下の通り、事業者募集説明会を開催します。なお、事業者募集説明会での質疑応答は行いません。

日 時：平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 6 時～7 時
会 場：子ども・子育て総合センター「あいっく」交流ホール
（河内長野市本町 24-1 ノバティながの北館 5 階）

(3) 質問

募集に関する質疑等がある場合は、質問書を提出してください。

- ① 提出書類 質問書（様式 1）
- ② 受付期間 平成 29 年 8 月 28 日（月）～平成 29 年 9 月 8 日（金）
- ③ 提出場所 河内長野市総合政策部政策企画課
メールアドレス：kikaku@city.kawachinagano.lg.jp
- ④ 提出方法 持参もしくは、電子メールにて提出してください。
- ⑤ 質問に関する回答

質問に関する内容及び回答は、質問書を提出された事業者に電子メールで送付します。また、市ホームページにおいても公表します（質問者の名称等は公表しません。）。

回答日（予定）：平成 29 年 9 月 15 日（金）

- ⑥ その他

質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなします。

(4) 参加表明

参加を希望する事業者は、次の応募図書を受付期間中に提出してください。

- ① 応募図書

図書名	説明	備考
ア 参加表明書		様式 2
イ 共同提案者 構成調書	・共同提案者による応募の場合は、提出してください。	様式 3

- ② 受付期間 平成 29 年 8 月 28 日（月）～平成 29 年 9 月 29 日（金）
- ③ 提出場所 河内長野市総合政策部政策企画課
- ④ 提出部数 原本各 1 部 写し各 2 部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかにより提出してください。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前 9 時から午後 5 時 30 分までに提出してください。郵送の場合、平成 29 年 9 月 29 日（金）必着とします。

(5) 事業提案

受付期間中に、次の事業提案書を提出してください。なお、応募図書を提出した事業者のみが事業提案書を提出することができます。期限までに提出されなかった場合は、参加する意思がないものとして辞退したものとみなします。

① 事業提案書

資料名	説明	備考
ア 事業提案書・基本事項資料	<ul style="list-style-type: none"> 共同提案者による応募の場合は、全構成員について提出してください。 副本はコピーでも構いません。 A4判縦方向長辺綴じで資料を作成してください。 	様式4-1
a 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は法人登記事項証明書（3カ月以内に発行されたもの）、個人の場合は代表者の身分証明書を提出してください。 	
b 団体概要書	<ul style="list-style-type: none"> 会社案内等の添付も可能です。 	様式4-2
c 誓約書		様式4-3
d 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書		様式4-4
e 直近3年間の経営概要がわかる書類（財務諸表類等）	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表、損益計算書その他経営内容が明らかとなる資料を提出してください。 連結決算を作成している場合は、連結貸借対照表、連結損益計算書を含みます。 	
f 納税証明書（国税、市（区）町村税）	<ul style="list-style-type: none"> 最近期のものを提出してください。 国税＜法人税・所得税・消費税・地方消費税＞の納税証明書は、次の証明書を提出してください。（法人…その3の3、個人…その3の2） 消費税、地方消費税については、納税義務がない場合でも納税証明書が発行されますので、必ず提出してください。 市（区）町村税＜法人市民税、個人の場合は市民税＞は、完納証明を提出してください。ただし、完納証明が発行できない市（区）町村については、直近1年分の納税証明書を提出してください。 	
イ 事業提案書・事業企画資料	<ul style="list-style-type: none"> A4判縦方向長辺綴じで資料を作成してください。 	様式5-1
a 提案趣旨書		様式5-2
b 施設概要説明書	<ul style="list-style-type: none"> 様式は自由です。計画している施設の概要がわかる資料を作成してください。 A3版で作成する場合は、A4サイズに綴じこみ折し、添付してください。 	
c 事業実施計画書		様式5-3
d 地域の活性化に寄与する提案書	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化や課題解決、市の魅力向上等の地域及び市の発展に寄与する提案やアピールポイントについて記載してください。 	様式5-4
e 賃貸借料提案書		様式5-5

- ② 受付期間 平成 29 年 8 月 28 日（月）～平成 29 年 10 月 13 日（金）
- ③ 提出場所 河内長野市総合政策部政策企画課
- ④ 提出部数 原本各 1 部 写し各 11 部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかにより提出してください。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前 9 時から午後 5 時 30 分までに提出してください。郵送の場合、平成 29 年 10 月 13 日（金）必着とします。

（6）ヒアリングの実施

応募者には、事業提案書等に基づきヒアリングを実施します。日程等の詳細につきましては、後日、応募者に通知させていただきます。

（7）応募にあたっての留意点

- ① 応募に必要な事業提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- ② 市が提供した資料等を応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 応募に当たって提出された書類の提出期限後の差し替え又は追加提出は、原則として認めないものとします。
- ④ 事業提案書等については、公文書となり、選考の結果に関わらず、河内長野市情報公開条例（平成 9 年河内長野市条例第 2 号）に基づき、開示が行われる場合があります。
- ⑤ 事業の提案は 1 事業者につき 1 提案とします。

7. 事業者の選考

（1）選考方法

- ① 河内長野市消防署本署跡地活用事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、事業提案に基づいて評価点を算定し、候補者を選考します。
- ② 候補者については、最低評価点（60 点）を上回る応募者の中から、最も高い評価点のものを優先交渉事業者とし、以下、評価点の高い順に交渉順位を決定します。
- ③ 評価点の算定に係る審査基準は別添資料 5 のとおりとします。
- ④ 審査委員会は非公開とし、審査結果に係る質問及び異議は受け付けません。
- ⑤ 審査結果については、審査委員会終了後に応募者に書面にて通知するものとします。

（2）契約の締結に関する協議

市は、審査委員会の審査結果による交渉順位に基づいて、優先交渉事業者と契約の締結に関する協議を行います。ただし、優先交渉事業者と協議が不調に終わった場合は、以下、交渉順位の上位のものから協議を行うものとします。

（3）契約の締結

協議が整った場合は、その協議内容に基づき事業用定期借地権設定に係る随意契約を行います。

- ① 契約者 河内長野市
- ② 契約保証金 契約金額（年額の賃貸借料に賃貸借年数を乗じて得た額）の 100 分の 10 を基本とし、事業用定期借地権設定契約で決定します。

8. その他

(1) 失格となる場合

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期間を経過してから提出された場合
- ② 提案された書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平を害すると思われる行為があった場合
- ④ 応募後において、本実施要綱「3. 応募の資格要件」に定める資格要件を満たさなくなった場合
- ⑤ その他、本実施要領に違反すると市が認めた場合

(2) その他一般的事項

- ① 本募集における使用言語は日本語とし、通貨は円、単位はメートル法とします。
- ② 提出書類は返却しません。
- ③ 提出された書類の著作権は応募者に帰属するものとしますが、優先交渉事業者は、提出された書類の内容について、無償で市の利用を許諾するものとします。
- ④ 本募集への提案に係る費用は、全て応募者の負担とします。

9. 問い合わせ・応募書類等提出先

河内長野市総合政策部政策企画課

住 所 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電 話 0721-53-1111 (内線 343)

メール kikaku@city.kawachinagano.lg.jp

(様式1)

平成 年 月 日

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル
質問書

河内長野市長 様

下記の質問を提出します。

団体名			
所在地			
連絡先	所属		
	氏名		
	電話番号		
	電子メール		

質疑内容

1	質問箇所	(ページ)	(項目名)
	質問内容		
2	質問箇所	(ページ)	(項目名)
	質問内容		

(注) 欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。

(様式2)

平成 年 月 日

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル
参加表明書

河内長野市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加を表明します。

担当部署名	
担当者役職	
担当者氏名	
電話番号	
電子メール	

(注) 共同提案者の場合は、代表団体が参加表明書を提出し、別紙共同提案者構成調書(様式3)を併せて添付してください。

(様式3)

平成 年 月 日

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル
共同提案者構成調書

下記の団体を構成員とします。

応募者名 (代表団体)	団体名	
構成員	団体名	
	所在地	
	代表者氏名	Ⓔ
	電話番号	
	担当者	
構成員	団体名	
	所在地	
	代表者氏名	Ⓔ
	電話番号	
	担当者	

(注) 欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。

(様式4-1)

平成 年 月 日

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル
事業提案書・基本事項資料

応募者名 (代表団体)	
----------------	--

団体名	
-----	--

受付番号 ※事務局で記載	
-----------------	--

※共同提案者の場合は、資料は団体毎にまとめて添付してください。

(様式4-2)

団体概要書

団体名			
代表者名			
所在地			
設立年月日		資本金	
従業員数		年間売上高	
主要株主・出資者名			
主要取引銀行			
事業内容			
資力・信用力	(財務諸表及び財務分析数値を過去3年間で比較し、資力・信用力、事業の継続性について、アピールしてください。)		
提案事業の実績			
その他	(特にアピールしたい点があれば記入してください。)		

誓約書

河内長野市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザルに応募するにあたり、下記の事項を誓約します。

なお、後日誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて、異議を申し立てません。

記

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- イ 国税及び地方税を滞納していません。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされていません。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていません。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けていません。
- カ 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定による仮差押えの決定を受けていません。
- キ 法人所轄庁から必要な措置の命令、業務の停止命令、役員了解職勧告、解散命令等を受けていません。
- ク 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当していません。
- ケ その他、法令等を遵守します。

(様式4-4)

平成 年 月 日

暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書

河内長野市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザルに基づく応募にあたり、河内長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を大阪府警察本部に照会することに同意します。

役員氏名一覧表

平成29年 月 日現在の役員

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所

(様式5-1)

平成 年 月 日

河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル
事業提案書・事業企画資料

応募者名 (代表団体)	
----------------	--

受付番号 ※事務局で記載	
-----------------	--

(様式5-2)

提案趣旨書

<p>1. 基本方針 (提案にあたり、最も重視した基本方針を簡潔に記載してください。)</p>
<p>2. 事業コンセプト</p>
<p>3. 事業の内容及び特徴</p>
<p>4. その他の特記事項</p>

(様式5-3)

事業実施計画書

1. 事業収支計画

(a) 提案のポイント

(b) 詳細

(形式は自由です。資金調達計画表、投資計画表、収支計画表等を用い、具体的な計画を記載してください。)

2. 実施体制

(a) 設計

(b) 建設

(c) 運営

(d) 維持管理

3. スケジュール

(a) 賃貸借期間

賃貸借期間	年 ヶ月（建設工事期間及び収去工事期間を含む）
-------	------------------------------

※賃貸借期間は10年から15年の範囲で提案を行ってください。

(b) スケジュール

（工事開始時期及び施設営業開始時期等を含め、現在想定されている事業スケジュールを記載してください。）

4. リスク管理に関する考え方

地域の活性化に寄与する提案書

1. 交流機能

- (a) 周辺地域の交流促進、多世代交流について

2. 防犯機能

- (a) 周辺地域の安全の向上について

3. 拠点機能

- (a) 観光バスの駐車について

- (b) 市内の地産品の販売又は活用した事業の実施について

- (c) 新たな賑わいを創出や河内長野駅周辺地域との連携について

4. 生活環境への配慮

- (a) 周辺地域の生活環境（ゴミ、騒音、交通渋滞・事故等の問題）への配慮及び周辺説明について

5. その他の提案・アピールポイント

(様式 5 - 5)

貸貸借料提案書

提案額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額										
ただし、1 か年（12 か月）税抜分										